

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

◇ 広告宣伝用自動車の贈与

Q : 当社ではこの度、広告宣伝の一環として、車体全面に当社名及び当社の製品名を塗装した自動車を得意先に贈与することにしました。

ところで、この自動車の取得及び塗装に要する費用は、広告宣伝費として処理できますか。

A : 広告宣伝費としては処理できません。繰延資産として計上し、自動車の耐用年数の10分の7に相当する年数で償却します。

【解説】

法人が自己の製品等の広告宣伝の用に供する資産（看板、ネオンサイン、陳列棚、自動車等）を小売店等に贈与した場合（その資産を取得することを条件として金銭を贈与した場合又はその贈与した資産の改良等に充てるために金銭を贈与した場合を含みます）又は著しく低い対価で譲渡した場合におけるその資産の取得価額又はその資産の取得価額から譲渡価額を控除した金額に相当する費用は、税務上、繰延資産として取り扱うこととされています。

したがって、ご質問の場合、自動車の贈与に要した費用は、繰延資産として計上しなければならず、その償却期間はその自動車の耐用年数の10分の7に相当する年数（最高5年）となります。

なお、支出に要した費用が少額なもの（20万円未満）については、支出年度において一時に損金の額に算入することが認められています。

